

経済産業省

平成 23・04・30 原第 1 号

平成 23 年 4 月 30 日

東京電力株式会社

取締役社長 清水 正孝 殿

経済産業大臣 海江田 万里

福島第一原子力発電所第 1 号機における燃料域上部まで原子炉格納容器を水で満たす措置の実施に係る報告の徴収について

当省は、貴社が実施する応急の措置の妥当性を検証するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、貴社に対し、下記の事項について速やかに報告するよう指示する。

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

貴社福島第一原子力発電所第1号機における燃料域上部まで原子炉格納容器を水で満たす措置の実施に関して、それによる原子炉の安定的な冷却への効果及び次に掲げる安全性の評価について報告すること。

- (1) 原子炉格納容器内の水位上昇に伴う原子炉建屋及び原子炉格納容器に対する構造強度への影響及び耐震性
 - ・原子炉格納容器内の水位上昇に伴う、原子炉建屋並びにドライウェル、サプレッションチェンバー等を始めとする原子炉格納容器の構造及び設備の構造強度への影響評価結果
 - ・原子炉建屋並びに原子炉格納容器の構造及び設備が設計用地震力に十分耐えられるかに関する評価結果
- (2) 水位上昇により原子炉格納容器内の圧力が高まることによる影響
 - ・原子炉格納容器内の水位上昇に伴う、原子炉格納容器内の圧力の上昇の見通し
 - ・上記見通しを踏まえた、原子炉格納容器内の圧力低減措置の必要性の検証結果
- (3) タービン建屋漏えい水の増加による影響
 - ・第1号機タービン建屋から漏えいしている又は今後漏えいする可能性がある水量の見通し及びその外部への漏えいの可能性
- (4) その他燃料域上部まで原子炉格納容器を水で満たす措置の実施に係る安全性の評価に当たって必要な事項